

日本物流学会 執筆規程

(変更前)

Ⅲ. 投稿の手続き

1. 研究論文 R および一般研究論文の著者は、本学会の会員で無ければならない。ただし、共著の場合は、論文の筆頭者が会員で、著者の半数以上が会員であることを掲載の条件とする。たとえば、2名のときには最低1名が会員であること、3名のときは最低2名が会員であること。

(変更後)

Ⅲ. 投稿の手続き

1. 研究論文 R および一般研究論文の著者は、本学会の正会員、もしくは準会員でなければならない。ただし、共著の場合は、論文の筆頭者が正会員、もしくは準会員で、著者の半数以上が正会員、もしくは準会員であることを掲載の条件とする。たとえば、2名のときには最低1名が正会員、もしくは準会員であること、3名のときは最低2名が正会員、もしくは準会員であること。

付則

1. 従来の日本物流学会論文・報文規程および日本物流学会執筆規程は、この規程の施行とともに廃止する。
2. この規程は平成9年9月19日より施行する。
3. 平成14年6月22日、一部改正し、施行する。
4. 平成16年3月13日、一部改正し、施行する。
5. 平成17年5月28日、一部改正し、施行する。
6. 平成18年5月13日、一部改正し、施行する。
7. 平成21年9月10日、一部改正し、施行する。
8. 平成22年12月4日、一部改正し、施行する。
9. 平成23年9月14日、一部改正し、施行する。
10. 平成29年11月11日、一部改正し、施行する。

(以上)

論文投稿要領」 1. (3)

(変更前)

(3) 研究論文の著者の半数以上が、学会の会員であることが必要です。

(変更後)

(3) 研究論文の著者の半数以上が、学会の正会員、もしくは準会員であることが必要です。

以上